

グループホーム等における消防設備の設置義務

【（新設）平成27年4月～（既設※1）平成30年4月～】

対象施設	スプリンクラー設備 ※3		自動火災報知設備		消防機関へ通報する火災報知設備	
	改正前	平成27年4月～	改正前	平成27年4月～	改正前	平成27年4月～
<p>【入所施設（障害児・重度障害者）、グループホーム（重度）】 ※消防法施行令別表第1（6）項口関係</p> <p>①障害児施設（入所）</p> <p>②障害者支援施設・短期入所・グループホーム（障害支援区分4以上の者が概ね8割を超えるものに限る。）</p>	275㎡以上	<p>全ての施設 ※2を除く。</p>	<p>全ての施設</p> <p>★平成27年4月から基準を変更 消防機関へ通報する火災報知設備は、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動するものとするよう基準を変更</p>		<p>全ての施設</p>	
<p>【上記以外（通所施設等）】 ※消防法施行令別表第1（6）項ハ関係</p> <p>①障害児施設（通所）</p> <p>②障害者支援施設・短期入所・グループホーム（障害支援区分4以上の者が概ね8割を超えるものを除く。）</p> <p>③身体障害者福祉センター、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）</p>	6000㎡以上 （平屋建てを除く）	300㎡以上	<p>利用者を入居させ、若しくは宿泊させるもの、又は、延べ面積が300㎡以上のもの</p>	500㎡以上		

※1 既存のグループホーム（新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中のものを含む）については、平成30年3月末までの猶予期間あり。

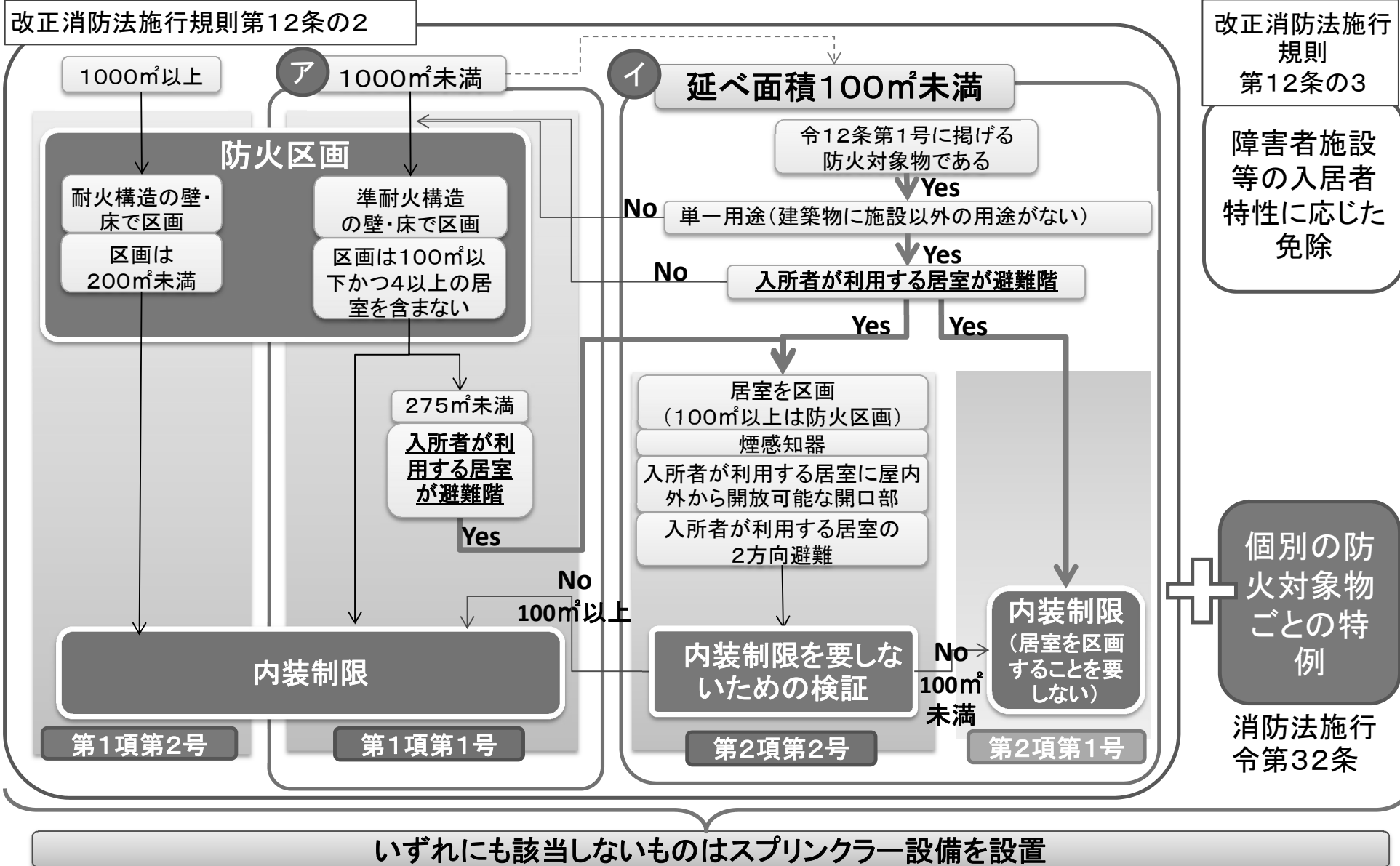
※2 障害支援区分の認定調査項目のうち、障害支援区分4以上で「移乗」「移動」「危険の認識」「説明の理解」「多動・行動停止」「不安定な行動」の6項目のいずれの項目も「全面的な支援が必要」「理解できない」「判断できない」等に該当しない者の数と障害支援区分3以下の者の数との合計が利用者の2割以上であって、延べ面積が275㎡未満のもの

※3 防火区画を設けること等による構造上の免除要件あり（別紙）

(別紙)スプリンクラー設備の設置に係る例外について

H26.2.6 障害者施設等火災対策検討部会(第4回)資料4-4

1. スプリンクラー設備を設置することを要しない構造等の全体像



ア 現行の消防法施行規則第12条の2「第1項第1号」(1000㎡未満)の構造

構造要件(消防法施行規則第12条の2(施設面積1000㎡未満の場合))

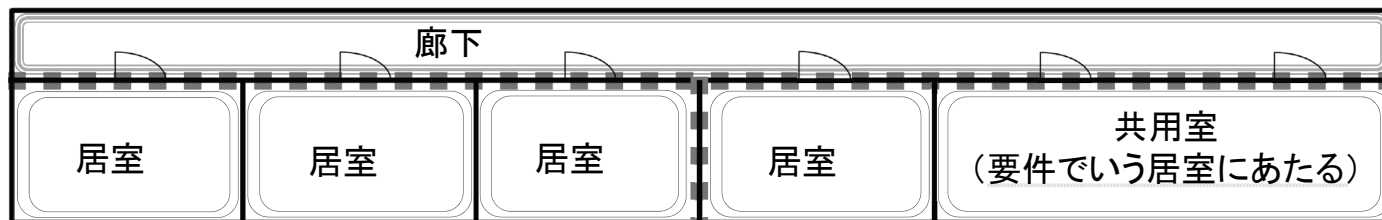
○準耐火構造の防火区画を形成すること(図 ■■■線)

○防火区画は100㎡以下で4以上の居室を含まないこと

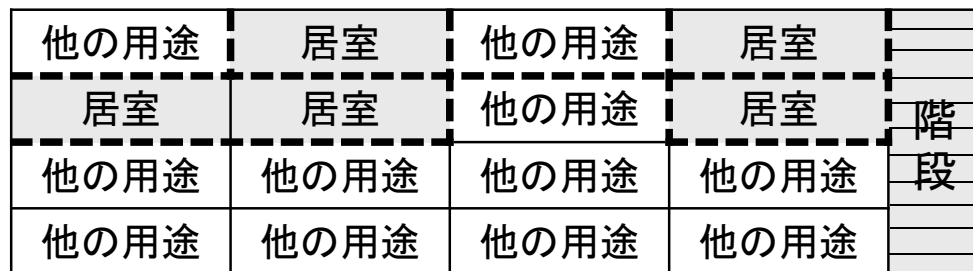
○内装(避難経路は 準不燃材料、その他の部分(居室を含)は 難燃材料)

○扉は防火設備で自動的に閉鎖すること

例1)
平面



例2)
立面



内装不燃化の部分



新たにスプリンクラー設備設置対象となる「100㎡以上(275㎡未満)」及び「100㎡未満かつ単体用途以外」でスプリンクラー設備を設置しない場合には、防火区画を設置する必要がある。

改正案消防法施行規則第12条の2「第2項第1号、第2号」(100㎡未満)の構造

第2項
柱書

- 100㎡未満であること
- 入所者が利用する居室が**避難階**のみ
- 単一用途

平屋建

1F(避難階)

居室	居室	共用室	従業員室
----	----	-----	------

平屋建以外(傾斜地)

1F(避難階)

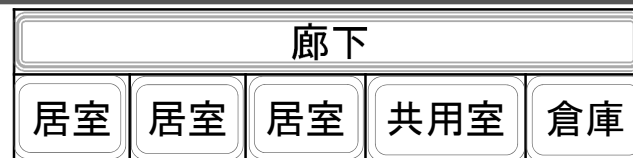
居室	居室	2F(避難階)
共用室	従業員室	

防火区画を要さない+居室(共用室を含む)の数を問わない

第2項
第1号

I 内装不燃化

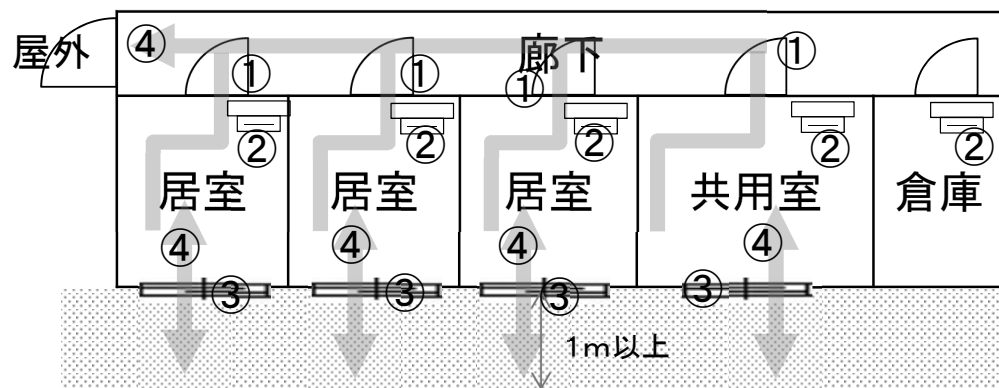
- 避難経路を準不燃材料
- その他の部分を難燃材料



第2項
第2号

II 内装不燃化を要しない

- ①居室区画(扉は自動閉鎖)
- ②煙感知器
- ③各居室の開口部
 - ・屋内外から容易に開放
 - ・幅員1m以上の空地に面する
 - ・避難できる大きさ等
- ④2方向避難が確保されている
- ⑤火災の影響の少ない時間内に屋外へ避難できること



「避難階」、「火災の影響の少ない時間内に屋外へ避難できること」の各要件については、個別の防火対象物の状況に応じて消防法施行令第32条を適用することができる場合があるのではないかと。

2. 消防法施行令第32条による個別の防火対象物ごとの特例の検討

(1) 「避難階」であることと同等の要件

避難階:「直接地上へ通ずる出入口のある階」(消防法施行令第4条の2の2第2号(建築基準法施行令第13条第1号))

「地上」⇒『救出されるまで火災の影響を受けずに留まっていることができる場所』
相当する一定の一時避難が可能なバルコニー又は陸屋根が認められるのではないか

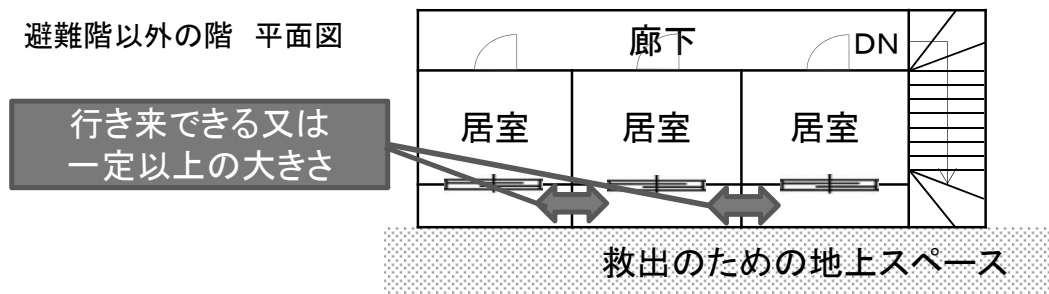
- ① 居室は2階以下の階のみ
 - ② 一時避難場所は、一定の地上スペースに面する
 - ③ 一時避難場所は、一定の大きさであること
- 救出
- 火災の影響を受けずに留まる

「避難階」を前提としている「2方向避難」「火災の影響の少ない時間内に屋外へ避難」「居室の数」の適用が可能と考えられる。

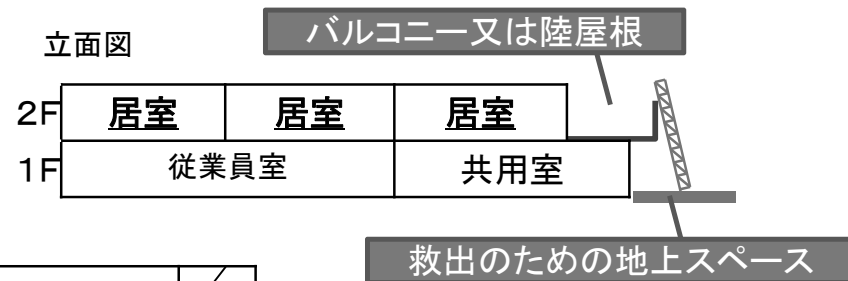
<①～③を適用する例>

- バルコニーなどの一時避難場所
消防隊による救出までの「一時避難」
- 各居室から直接一時避難場所に
通ずる有効な開口部
開口部の要件は、避難階にある場合と同様

避難階以外の階 平面図



立面図



(2) 「火災の影響の少ない時間内に屋外へ避難できること」の時間の延伸

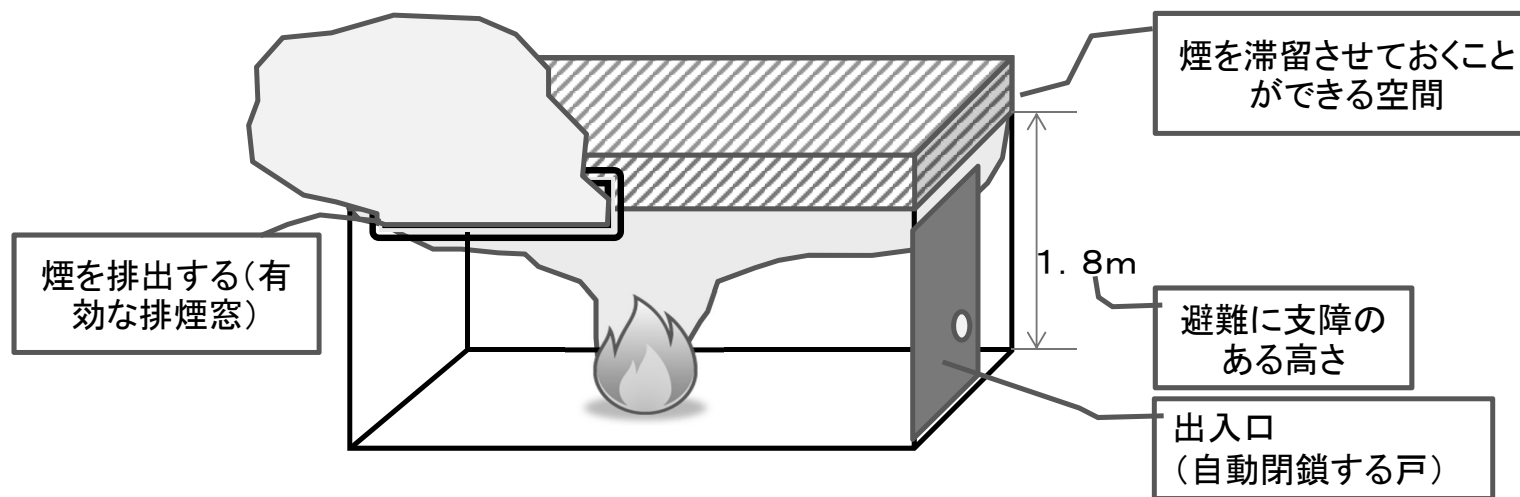
火災の影響の少ない時間(避難限界時間)を確保する

$$\text{避難開始時間} + \text{移動時間} < = \text{避難限界時間}$$

排煙上有効な構造を有する場合

- 各居室に、部屋の面積の50分の1以上の面積(天井面から80センチメートル以内の部分の面積)の有効な排煙窓があること
- 排煙窓は火災時に容易に開放できること

避難限界時間の原則3分を4分と取り扱う



改正案において、大空間の場合に限界時間を4分とする事ができることへの代替え措置

3. 構造要件と同等と考えられる対応策のまとめ

消防法施行令第32条の防火対象物の位置、構造又は設備の状況から火災による被害を最小限に止めることができると認められる基本的な要件について検討

	消防法施行規則で定める要件	同等と考えられる要件	
要件1	<p>入所者が利用する居室が「<u>避難階</u>」</p> <p>入所者が利用する居室の2方向避難</p> <p>内装制限を要しない検証</p> <p>屋外への避難</p>	<p>外気に開放された一時避難場所</p>	<p>一定要件のバルコニー、陸屋根を想定し、要件の詳細を検討</p>
要件2	<p>「<u>火災の影響の少ない時間内に屋外へ避難できること</u>」</p>	<p>排煙口の設置</p>	<p>避難の支障のある高さまで煙りが降下しないための有効な排煙口の設置について検討</p>

グループホーム・ケアホームの消防設備に対する助成制度

グループホーム、ケアホームのスプリンクラー設備など消防用設備の設置費用に対しては、利用者の安全確保の徹底を図る観点から、建物の所有形態(自己所有、賃貸)や消防用設備の設置義務の有無にかかわらず、助成対象としている。

		社会福祉施設等施設整備費補助金	社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金 (～平成26年度着手事業まで)
対象要件		特になし	障害程度区分4以上の者 (又は同様の者)が利用する場合
対象法人		社会福祉法人、医療法人、公益法人、NPO法人 等	
基準単価 (事業費ベース)	スプリンクラー	【1施設当たり】 30万円以上～1,000万円以内	【1㎡当たり】 1,000㎡未満 18,000円以内 1,000㎡以上 34,000円以内
	自動火災報知設備		—
	消防機関への通報装置		—
負担割合		国 都道府県・指定都市・中核市 事業者	1/2 1/4 1/4